

■法人市民税とは

法人市民税は、市内に事務所や事業所などがある法人や人格のない社団などにかかる税で、資本金等の額や従業者数に応じて負担する均等割と法人の所得に応じて負担する法人税割があります。

■納税義務者

○に該当する場合に納税義務が生じます。

納税義務者	区分	
	均等割	法人税割
市内に事務所又は事業所がある法人	○	○
市内に寮、宿泊施設等の施設のみがある法人	○	
公益法人等や法人でない社団など	収益事業を行うもの	○
	収益事業を行わないもの	○

■法人市民税の税額

法人市民税は、均等割と法人税割の2種類で構成されます。

●均等割

均等割の額は、事務所・事業所を有していた月数に応じて計算します。

均等割の額＝均等割の税率(年額)×事務所・事業所を有していた月数÷12

資本等(資本金と資本積立金の合計額*1)	小矢部市内の従業者数*2	
	50人以下	50人超
50億円超	492,000円	3,600,000円
10億円超～50億円以下	492,000円	2,100,000円
1億円超～10億円以下	192,000円	480,000円
1千万円超～1億円以下	156,000円	180,000円
1千万円以下	60,000円	144,000円

*1 資本金の合計・・・資本の金額または出資金額と資本積立金額との合計です。

*2 従業員数の合計・・・小矢部市内に有する事務所・事業所または寮などの従業員数の合計。

●法人税割

法人税割額は課税標準(課税の対象となる金額)法人税額に税率を掛けて求めます。

計算式は次のとおり。

法人税額(国税)×8.4(%)

さらに、小矢部市以外にも事務所・事業所を持つ分割法人の場合は、次の式で法人税割を求めます。

法人税額(国税)÷全従業員数×小矢部市内の従業員数×8.4(%)

※令和元年10月1日以後に開始する事業年度については上記の税率

平成26年10月1日以後から令和元年9月30日以前に開始する事業年度分については **12.1%**

平成26年9月30日以前に開始する事業年度分については **14.7%** となります。

■ 申告と納税

法人市民税は、一定期間内に納付すべき税額を算出して申告し、その申告した税金を納めることになっています。

申告区分		納付税額	申告及び納付期限
予定申告	予定申告(前期の事業実績額を基礎とする中間申告を言います。)	前事業年度の均等割額と法人税割額 ×6÷前事業年度の月数	事業年度開始の日以後6ヶ月を経過した日から 2カ月以内
	仮決算による中間申告	均等割額と事業年度開始の日以後6ヶ月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額との合計額	
確定申告	決算による確定申告	均等割額と法人税割額の合計額 (中間申告を行った税額がある場合は、その分の税額を通算します。)	事業年度終了の日から 原則2カ月以内 (法人税において確定申告書提出期限延長の特例を受けた場合は法人市民税においてもその期間だけ延長されます。)
修正申告	法人税に係る修正申告書を提出した場合	修正申告により 増減した法人市民税の額	法人税の修正申告書を提出した日まで
	法人税の更正を受けた場合		法人税の更正通知書が発せられた日から1ヶ月以内
	その他の事由による場合		遅延なく申告してください

■ 届出について

設立、解散又は事業所等の新設、廃止等、法人に異動が生じたときは、速やかに市役所へ届出をしてください。提出にあたっては、「法人等の設立(支店等の設置)申告書」または「法人等異動届書」に必要事項を記入の上、異動の区分に応じて次の書類(コピー可)を必ず添付してください。

申請内容	登記簿謄本	定款・総会議事録規約	その他書類
設立、本店の転入	○	○	
支店の設置	○	○	
支店の廃止	○		
解散、本店の市外転出	○		
休業			休業届控
合併	○	○	合併契約書
合併解散	○		
清算終了	○		
申告期限延長の特例の申請書			申請書控
事業年度変更		○	
その他登記事項の変更	○		